

関原発第 478号
平成 31年 1月 29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島 3丁目 6番 16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂樹

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43条の 3の 2 4第 1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、

平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11059号、
平成 9年 1月31日付 8資庁第12743号、
平成 9年 6月26日付 平成09・06・12資第12号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第13号、
平成12年 1月12日付 平成11・12・14資第13号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第 9号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第17号、
平成13年11月 7日付 平成13・09・28原第40号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第10号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第17号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第36号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第21号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 2号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第15号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第30号、
平成20年 5月 7日付 平成20・04・22原第24号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第12号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 1号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第12号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 1号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第32号、
平成24年 7月19日付 平成23・07・25原第13号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221001号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506126号、
平成27年11月17日付 原規規発第1511176号、
平成28年 8月 1日付 原規規発第1608013号、
平成29年 4月19日付 原規規発第17041913号、
平成30年 1月10日付 原規規発第1801104号、
平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 6月23日付 7資庁第 7878号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8447号、
平成 9年 3月24日付 平成09・02・26資第 4号、
平成10年 6月22日付 平成10・03・30資第45号、
平成11年 9月 8日付 平成11・07・29資第20号、
平成12年 5月19日付 平成12・04・17資第 5号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・31資第 9号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第11号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第 7号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 8号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第10号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第14号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第10号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第135号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第24号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第 9号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第14号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第22号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第12号、
平成22年 6月28日付 平成21・11・05原第21号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 1号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第23号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406094号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第1603249号、
平成28年11月16日付 原規規発第1611163号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706264号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806269号及び
平成30年11月16日付 原規規発第1811166号で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する
(ただし、変更箇所を示す記載は含まない)。

2. 変更の理由

(1) 美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更

美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事に伴い、タンクエリアの管理区域を一部解除していたが、工事完了に伴い当該箇所を管理区域として再度設定するため、管理区域図の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。


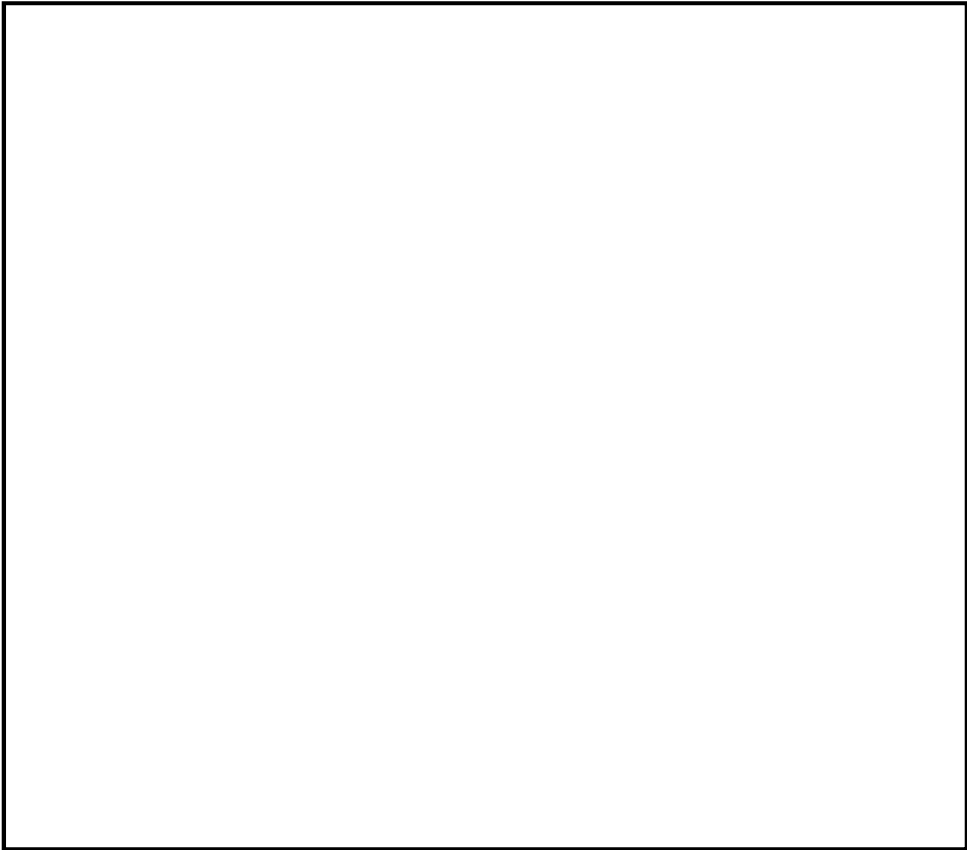
以 上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 26 原安管通達第 2 号一 ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10 日を超えない範囲で施行する。</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定前後比較表（第 次改正）

<p>変 更 前</p>	
<p>変 更 後</p>	
<p>理 由</p>	<p>美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更 (燃料取替用水タンク取替え完了に伴い、解除していたタンクエリアの一部を管理区域に再度設定する)</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更について

美浜発電所 3 号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更について

美浜発電所 3 号炉燃料取替用水タンク取替工事に伴い、タンクエリアの管理区域を一部解除していたが、工事完了に伴い当該箇所を管理区域として再度設定するため、以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・添付 2 管理区域図（第 105 条および第 106 条関連）

以 上